第四十九条第一項（各号を除く。）	十日以内に	速やかに
第四十九条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十九条第三項	3　障害厚生年金の受給権者が当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみなす。	3　障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行つたときは、第一項の届出を行つたものとみなす。 4　第一項の請求に関して、事業団はその事実について学校法人等に対し意見及び必要な書類の提出を求めることができる。
第四十九条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
	、当該共済組合	当該共済組合
	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	がそれぞれ国民年金法施行規則
第五十条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名

2　前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第四号厚生年金被保険者期間に基づくものであるときは、障害厚生年金等請求規定（第四十四条第一項第三号及び同条第二項第三号並びに第四十五条から第五十条の四を除く。）のうち、厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項（前項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「障害手当金（事業団）」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るものに限り、かつ、事業団）」とする。

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同規則第六十条第一項第三号ロ、同項第六号及び第十四号ロ、第三項第十一号、第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第六十条第一項第一号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条各号
第六十条第一項第八号	業務上	職務上若しくは業務上
第六十条第一項第十四号	十四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	十四　次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
第六十条第三項第一号	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
第六十条第三項第二号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	年金手帳
第六十条第三項第八号	八　請求者（妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書	八　請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書
第六十条第三項第九号の二	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
	、当該共済組合	当該共済組合
	又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	がそれぞれ国民年金法施行規則
第六十条第三項第十二号	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から	附則第十二条第一項第一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	該当する者